

様式第2号（政務活動実施報告書）

2022年 4月 7日

井原市議会議長

大 滝 文 則 様

井原市議会議員 西村 慎次郎

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実 施 期 間	令和4年3月29日（火）～3月30日（水）
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	リファレンス新有楽町ビル 東京都千代田区有楽町1-2-1 新有楽町ビル
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	(1) 公共施設も活用すれば稼ぐ施設に ～指定管理者制度を「削減」から「収益」に変える～ (2) 財政の基礎と資料の見方 ～京都市の事例から学ぶ～ (3) 財政状況資料集 Part 1
4. 研修会等の講師名 または視察、要請・ 陳情活動先の担当者 名	(1) 東洋大学客員教授 南 学 氏 (2) (3) 立命館大学 森 裕之 氏
5. 活 動 内 容	別紙①のとおり

1. 報告書は、政務活動終了後2週間以内に提出すること。

2. 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

別紙①

1. 公共施設も活用すれば稼ぐ施設に

～指定管理者制度を「削減」から「収益」に変える～

○「成長型→成熟型」へ

- ・人口増加から減少へ 合計特殊出生率：2.13(1970年)→1.34(2020年)
- ・経済成長の鈍化 経済成長率：1.7%(1970年)→0.8%(2019年)→-4.8%(2020年)
- ・サービス化する産業構造 サービス産業化で国際化と格差拡大がすすむ

○公民連携こそ時代の潮流

- ・「拡充」から「縮充」（規模よりも質に注目）
- ・縦割りから複合（多様な市民要望に対応）
- ・民間資金、ノウハウの活用（プロジェクトファイナンス）
- ・所有から利用（フルコスト把握と成果指標設定）

○「行政改革」の本丸、制度改革

- ・昭和38年(1963年) 地方自治法改正で「公の施設」という概念が出てくる
- ・平成3年(1991年) 地方自治法改正で地方公共団体の出資法人が可能になり、利用料金制の規定も整備される
- ・平成15年(2003年) 地方自治法改正で「指定管理者制度」の導入

○「地方自治法」の規定（指定管理者部分）

第二百四十四条の二

第4項 条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

第5項 指定管理者の指定は期間を定めて行うものとする。

第6項 指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第8項 指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

第9項 利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。

この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

別紙①

○指定管理者制度と業務委託は別物

- ・業務委託との区別
- ・複数年契約（雇用の確保、運営の安定）
- ・処分行為（利用許可、料金徴収の権限）
- ・責任（リスク）分担の問題
- ・コスト削減を目的にする間違い
- ・公務員（直営）の限界から始まった制度
- ・問題点の大半は、ミッション議論の不足と契約知識の不足
- ・議会の議決と情報公開（公共性の担保）

○大阪の資産活用事例

- ・「大阪城天守閣」を博物館から観光拠点に
- ・しかし、博物館機能は、直営で維持
- ・指定管理料はマイナス数億円
- ・「魅力を高める施設」を事業者の負担で整備（70億円）
- ・性格の異なる複数施設は、指定管理が最適
- ・指定管理を基本に、直営も含めた公民連携

■所感

直営や業務委託よりも指定管理の方がいいよという内容の話だった。そのためには、正しい事業評価を行い、選択すべきということである。

今後、本市も人口減少となり、それに伴い職員も減少し、さらには財源も厳しい状況になる。トータルでどう選択すべきか考えていく必要がある。

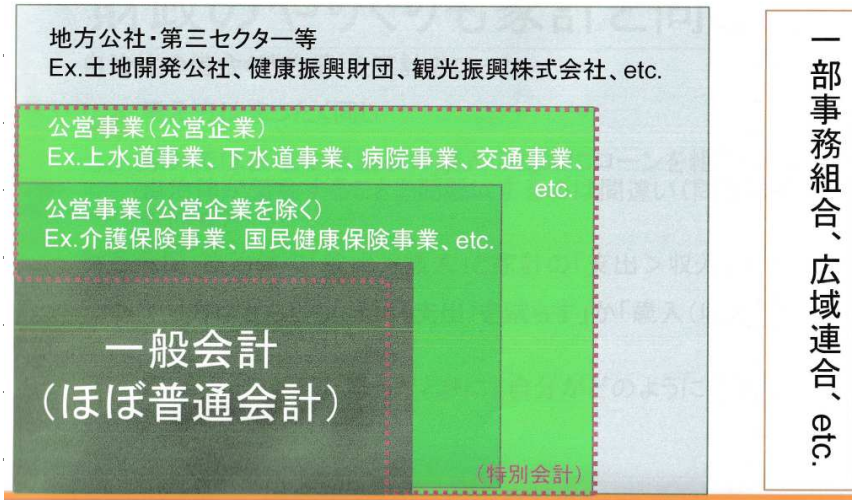
2. 財政の基礎と資料の見方～京都市の事例から学ぶ～

○自治体財政の基礎

- ・基本的な構造は「家計」と同じ
- ・お金の流れは、収入（歳入）、支出（歳出）、黒字、赤字、貯金、借金からなる。

別紙①

• 自治体財政の全体像



• 地方財政の歳入の内訳

【一般財源】 地方税， 地方交付税， 地方譲与税， 地方特例交付金

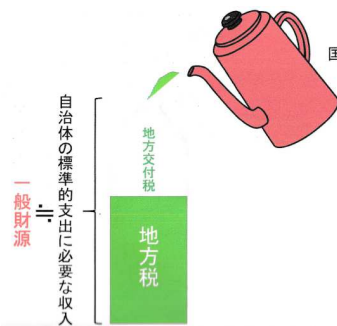
【特定財源】 国庫支出金， 地方債

【その他】

• 地方交付税は地方税とセット

一般財源は自治体の標準的サービスを賄うためのもの

地方交付税はペットボトルに注ぎこまれるお茶である



• 歳出の原則

「収入の範囲で最大の福祉を実現する」(自治体は借金できる範囲が制限されている上に
国の財政統制制度に服さなければならない)

歳出は目的別歳出と性質別歳出の2つの分類のしかたがある

別紙①

○決算カードの要点

- ・「決算カード」とは、各都道府県・市町村ごとの普通会計の歳入・最終決算額、各種財政指標などの状況について、団体ごとに1枚にとりまとめたもの
- ・「決算カード」は、各年度に実施した「地方財政状況調査」（決算統計）に基づいて抽出・整理したもの

3. 財政状況資料集 Part 1

○財政力指数

- ・財政力指数＝基準財政収入額（＝税収の75%）÷基準財政需要額（標準的サービス）
- ・基準財政需要額は自治体の規模等によって決まるため、財政力指数は税収力の大きさをあらわす。

○経常収支比率

- ・経常収支比率＝経常経費÷経常一般財源
- ・経常収支比率を下げるのが必ずしも良いとは言えない。下げたもので何をやるかが大事。

○健全化判断比率

- ・実質赤字比率（普通会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率）
- ・連結実質赤字比率（全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率）
- ・実質公債費比率（地方債元利償還金・準地方債元利償還金の標準財政規模に対する比率）
- ・将来負担比率（公営企業、出資法人等を含めた実質的負債の標準財政規模に対する比率）

■所感

前半は自治体財政の基本を学び、後半は本市の財政状況資料集を確認しながら、資料の見方や分析方法について学んだ。本議会の予算決算委員会では個の施策についての質疑はあるものの、こういった市の財政状況全体を見た議論は少ない。全議員が今回学んだような財政の基本を知ったうえで個の議論ができればと思う。

研修では、令和元年度の資料ではあったが、本市の財政力指数は0.42で類似団体73団
体中60位、経常収支比率は46位などあまりいい状況ではないことがわかった。